

## 第4回古平町議会定例会 第1号

平成30年12月13日（木曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第35号 平成30年度古平町一般会計補正予算（第4号）
- 5 議案第36号 平成30年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 6 議案第37号 平成30年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 7 議案第38号 平成30年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 8 議案第39号 平成30年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 9 議案第40号 平成30年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 10 議案第41号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 11 議案第42号 古平町水産物流通荷さばき施設の指定管理者の指定について
- 12 議案第43号 古平町立診療所の指定管理者の指定期間の変更について
- 13 同意第3号 古平町監査委員の選任について
- 14 陳情第11号 難病医療費助成制度における臨床調査個人票（診断書）の公費助成創設と国への意見書提出を求めることについて
- 15 陳情第12号 「2019年10月からの消費税10%への増税中止を求める意見書」（案）採択を求める陳情書
- 16 陳情第13号 「国保の抜本的改革を求める意見書」（案）採択を求める陳情書
- 17 陳情第14号 再びブラックアウトを起こさない分散型の電源、「原発ゼロ」、再生可能エネルギーの大規模普及を求める意見書（案）採択を求める陳情書
- 18 陳情第15号 「水産政策の改革」における慎重な検討を求める意見書（案）採択を求める陳情書
- 19 陳情第16号 後期高齢者の窓口2割負担への引き上げを行わないことを求める意見書（案）採択を求める陳情書
- 20 一般質問
- 21 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書  
（総務文教常任委員会）
- 22 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書  
（産業建設常任委員会）
- 23 委員会の閉会中の継続調査申出書  
（広報編集常任委員会）

24 委員会の閉会中の継続調査申出書  
(議会運営委員会)

25 委員会の閉会中の継続調査申出書  
(庁舎等建設調査特別委員会)

○追加議事日程

- 1 意見案第10号 難病医療費助成制度の改善を求める意見書
- 2 意見案第11号 2019年10月からの消費税10%への増税中止を求める意見書
- 3 意見案第12号 国保の抜本的改革を求める意見書
- 4 意見案第13号 「水産政策の改革」における慎重な検討を求める意見書
- 5 意見案第14号 後期高齢者の窓口2割負担への引き上げを行わないことを求める意見書

○出席議員(10名)

議長10番	逢見輝続君	1番	木村輔宏君
2番	池田範彦君	3番	真貝政昭君
4番	岩間修身君	5番	寶福勝哉君
6番	堀清君	7番	山口明生君
8番	高野俊和君	9番	工藤澄男君

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町	長	貞村英之君
副町	長	佐藤昌紀君
教育	長	石川忠博君
総務課	長	松尾貴光君
町民課	長	五十嵐満美君
保健福祉課	長	和泉康子君
産業課	長	細川正善君
建設水道課	長	高野龍治君
会計管理者		白岩豊君
教育次長		本間克昭君
幼児センター所長		藤田克禎君
総務係主査		長谷川秀峰君
財政係主査		人見完至君

○出席事務局職員

事	務	局	長	三	浦	史	洋	君
議	事	係	長	澤	口	達	真	君

開会 午前 9時58分

○**議会事務局長（三浦史洋君）** 本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員10名全員が出席されております。

説明員は、町長以下13名の出席でございます。

以上です。

◎開会の宣告

○**議長（逢見輝統君）** 皆さん、おはようございます。

ただいま事務局長報告のとおり10名全員の出席を見ております。

よって、定足数に達しております。

ただいまから平成30年第4回古平町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○**議長（逢見輝統君）** 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○**議長（逢見輝統君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、6番、堀議員及び9番、工藤議員のご兩名をご指名いたします。

◎議会運営委員長報告

○**議長（逢見輝統君）** ここで、去る12月10日に開催されました議会運営委員会での協議事項を議会運営委員長から報告していただきます。

議会運営委員長、真貝政昭君、報告願います。

○**議会運営委員長（真貝政昭君）** それでは、私のほうから去る12月10日に開催しました議会運営委員会での決定事項をご報告申し上げます。

会期につきましては、本日12月13日から12月14日までの2日間とするものです。

議事日程でございますが、お手元に配付の日程表に基づき、取り進めるものといたします。

また、6件上がっております陳情でございますが、陳情第11号から第13号まで、陳情第15号及び第16号につきましては、いずれも本会議で採択の上、本定例会中に意見書を提出する運びといたします。陳情第14号につきましては、所管の産業建設常任委員会に付託するものといたします。

最後に、一般質問についてご説明いたします。一般質問は、一問一答方式で、質問回数は1件3回までとします。

以上、議会運営委員会で決定された事項でございますので、皆様にご報告申し上げますとともに、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます委員長報告を終わります。

○**議長（逢見輝統君）** 議会運営委員長の報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○議長（逢見輝統君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日12月13日から12月14日までの2日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日12月13日から12月14日までの2日間に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（逢見輝統君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、平成30年度9月分、10月分、11月分例月出納検査結果、平成30年北しりべし廃棄物処理広域連合議会第2回定例会議決結果、平成30年後志教育研修センター組合議会第2回定例会議決結果、平成30年後志広域連合議会第2回定例会議決結果、平成30年第3回古平町議会定例会一般質問において答弁保留した件に対する回答についての5件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもってかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（逢見輝統君） 本日は定例会でございます。町長より行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○町長（貞村英之君） 平成30年第4回古平町議会定例会の開会に当たりまして、第3回定例会以降の重立った事務事業の執行状況及びその概要について行政報告をさせていただきます。

初めに、町立診療所海のまちクリニックの運営につきましては、去る11月26日の議会全員協議会で経過等についてご説明させていただきましたが、平成31年3月31日をもって医療法人恵尚会の指定管理を取り消し、指定期間の変更について本定例会で提案しておりますので、上程の際にはよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

また、平成31年4月以降の町立診療所の運営につきましては、現指定管理者である医療法人恵尚会の一方的な周知によって、これは張り紙によるものでございますが、町民の皆様には不安と混乱を招いております。当町といたしましては、地域医療の確保についてその重要性を十分認識し、町民の皆さんが安心して医療が受けられるよう医療機関や関係機関と協議を行っているところでございます。現段階では、協議中の医療機関の意向もございまして、進捗状況を公表できる状況にはございませんが、今後協議が進み次第議会や町民の皆様には状況をお知らせしてまいりますので、ご理解いただければと思います。

次に、福祉灯油についてでございますが、昨年度他市町村の状況を含め調査及び検討を進めることとしていた新たな実施基準につきまして、福祉灯油制度の本来の趣旨でございます需要期におけ

る灯油価格の急激な高騰に対応した古平町福祉灯油等購入助成事業実施要綱を定めました。内容としましては、11月1日を基準とし、4月1日からの灯油価格の上昇幅が20円以上かつ町内の平均小売価格が税抜き100円以上となった場合に実施するもので、助成額は1世帯当たり200リットルに上昇額を乗じた金額とするものでございます。対象世帯は、これまで主に70歳以上の高齢者としておりましたが、今後は町民税所得割非課税世帯に拡大し、広く低所得者世帯を対象といたしました。なお、本年につきましては、町内の平均灯油価格が税抜き95.2円、上昇幅が13.7円となっていることから実施を見送ったところでございます。当面は、本要綱に基づき毎年の実施の可否を決定してまいります。今後社会情勢の変化や暴騰状態が継続するなど著しく環境が変わるようであれば、その時点で見直しを検討していきたいと考えております。

次に、中心拠点誘導複合施設の建設についてでございますが、複合施設の基本設計につきましては設計施工一括方式を採用した公募型プロポーザルの最優秀者である大成建設株式会社と10月18日に契約を締結いたしました。11月20日から21にかけて延べ4会場でタウンミーティングを開催し、プロポーザルの際に提出、提案を受けました平面計画等を中心にご説明させていただき、町民の皆様のご意見をお伺いし、11月26日には庁舎建設特別委員会において委員の皆様のご意見をお伺いいたしました。今後は、いただいていた意見を参考にして基本設計の作業を進めてまいりたいと考えております。

また、文化会館解体後の150年広場、複合施設の外構及び恵比須小路線改良基本設計の債務負担行為に係る補正予算案を本定例会で提案しておりますので、上程の際にはよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

次に、ふるさと納税についてでございます。毎定例会ごとに報告しておりますふるさと納税の状況でございますが、11月末現在で寄附件数9,765件、対前年同期比37.3%、寄附額1億2,382万円、対前年同期比38.1%と大幅な減となっております。また、古平町150年記念として行っていた通常の返礼品にプラスする記念品贈呈事業でございますが、いかなる名目であっても寄附額に応じて支出するものは実質的に返礼品の調達費用とみなすという総務省通知により10月末で取りやめたところでございます。これまでの総務省通知に11月1日現在で従っていない場合は、ふるさと納税における税の優遇措置を受けられる市町村の対象外とする可能性もあることから、やむを得ず決断したところでございます。今後は、ふるさと納税制度の本旨に立ち返り、寄附者が本町のまちづくりに共感してくれるように進めるとともに、返礼品の贈呈は町の特産品を全国にPRできる絶好の場であることから適切に対応していきたいと考えております。

次に、風力発電施設の建設についてであります。東日本大震災による原子力発電事故以来注目を集めている再生可能エネルギーでございますが、現在本町では約3,000キロワットの風車4基が2019年7月から建設予定であります。歌棄の古平福祉会施設よりもさらに山側の旧古平牧場や町営牧場の一部が建設予定地となっており、実際の稼働は2021年4月からと聞いております。今後事業実施者より詳細な内容が示された際には、議員の皆さんにも改めてご報告したいと考えております。

なお、会議などの開催状況及び事業概要につきましては資料1に、各種工事、委託業務の発注状況については資料2に取りまとめいたしましたので、後ほどご高覧いただきたいと思います。

以上を申し上げ、行政報告といたします。

最後に、本定例会に付議します案件は、補正予算案6件、条例改正案1件、指定管理者の指定案件1件、指定管理期間の変更案件1件、さらに人事案件1件の合計11件でございます。これらの議案につきましては、慎重なるご審議の上、ご賛同くださるようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（逢見輝統君） 町長の行政報告が終わりました。

次に、教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。

○教育長（石川忠博君） 平成30年第4回古平町議会定例会の開会に当たりまして、第3回定例会以降の主な事務事業の執行状況及びその概要につきまして教育行政報告をさせていただきます。

初めに、全国学力・学習状況調査についてでございますが、11月7日に道教委から平成30年度全国学力・学習状況調査の北海道版結果報告書が公表されまして、全道、管内、市町村の状況、成果と課題が示されたところでございます。後志管内につきましては、小中学校の全科目で全国の平均正答率を下回り、家庭学習時間が全国に比べて短いなどの課題がありますことから、家庭での学習習慣の確立に向けた取り組みを推進する必要性が示されたところでございます。本町の結果につきましては、11月の広報でお知らせしましたように小学校の国語A、中学校の国語A、理科が全国の平均正答率を上回るなど各学校の取り組みの成果があらわれてきたところでございます。一方で、本町におきましても家庭学習や読書習慣などに課題がありますことが明らかになったところであり、学校、家庭、地域が連携して子供たちの生活習慣の改善に取り組む必要があると考えております。なお、平成31年度調査は4月18日に国語、算数、数学に加えまして中学校では英語を実施する予定と承知しております。

次に、教職員人事協議についてでございます。12月11日に後志教育局長、次長、企画総務課長ほか人事担当職員が来町しまして、来年度に向けた教職員人事協議を行ったところでございます。今後の主な日程については、次に記載のとおりでございます。

次に、地域給食試食会についてでございます。第2回目の地域給食試食会を古平小学校で10月31日に開催し、15名の参加をいただきました。参加者は、地場産のななつぼしやサケなどを使った献立を3年生や5年生と一緒に試食し、アンケートに協力していただいたところでございます。今後も可能な限り地場産物を活用した安全で安心な給食の提供に努めてまいります。

次に、第43回古平ロードレース大会についてでございます。10月4日の体育の日に開催しましたロードレース大会は、台風の影響も心配されたところでございますが、1,148名のご参加をいただきまして、議員の皆様方のご協力に感謝を申し上げますところでございます。今後悪天候時の対応などを検討してまいります。

次に、平成30年度後志管内スポーツセミナーについてでございます。後志管内体育協会連絡協議会などが主催いたします後志管内スポーツセミナーが10月27日にB&G海洋センターで開催されました。本町出身で柔道の世界選手権を2連覇し、ソウルオリンピック代表であります須貝等様を講師としまして、後志管内の小中学生を含みます48名が技術の向上に取り組んだところでございます。

最後に、コミュニティ・スクールについてでございます。平成32年度の導入に向けた第1回古平

町コミュニティ・スクール準備委員会を11月30日に文化会館で開催しまして、学校関係者、PTA関係者など6名の委員の出席をいただき、導入に向けた流れや先進地域の情報などの確認をしていただきました。今後委員会を中心としまして計画的に準備を進めてまいります。

以上を申し上げ、行政報告といたします。

なお、会議などの開催状況及び事業概要につきましては、資料1に取りまとめておりますので、後ほどご高覧をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（逢見輝続君） 教育長の行政報告が終わりました。

これにて行政報告を終わります。

◎日程第4 議案第35号

○議長（逢見輝続君） 日程第4、議案第35号 平成30年度古平町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま上程されました議案第35号 平成30年度古平町一般会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を申し上げます。

議案1ページ目をお開きください。本件は、第1条、歳入歳出予算の補正として、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,012万円を追加し、総額を34億4,085万7,000円とするものでございます。

補正の款項の区分並びに補正後の歳入歳出予算の金額については、第1表、2ページ、3ページにお示ししております。

第2条、債務負担行為の補正として、ふるびら150年広場基本設計業務に関する債務負担行為として平成30年度から31年度の間、550万を設定するものでございます。内容といたしましては、文化会館解体後の150年広場、複合施設の外構、恵比須小路線改良の基本設計を行うものでございます。なお、現役場庁舎敷地については含まれておりません。第2表を5ページ目にお示ししております。

それでは、事項別明細で補正の内容を説明させていただきます。歳出から説明いたします。8ページ目、9ページ目をお開きください。1款議会費、1項議会費、既定の予算4,273万に38万9,000円を追加し、4,311万9,000円とするものです。内容は、平成30年第1回定例会で議決されました議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例による期末手当の支給割合改正による議員手当の増額でございます。

2款総務費、1項総務管理費、既定の予算3億9,827万8,000円に547万円を追加し、4億374万8,000円とするものでございます。内容は、胆振東部地震への職員派遣旅費、150年事業の打ち合わせその他懸案事項打ち合わせ回数が増えるによる旅費、町立診療所指定管理に関する顧問弁護士への法律相談料、単価差による庁舎の光熱水費、公用車の燃料費、明和集会所のトイレの床が抜けたための修繕料、道から地域振興派遣を受けた職員住宅借り上げ料、新元号のシステム改修費の増額でございます。

4項選挙費、既定の予算53万9,000円に215万7,000円を追加し、269万6,000円とするものです。この内容につきましては、地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の臨時特例に関する法律が可決成立したことによる北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙に関する経費の追加でございます。なお、参考までに知事選挙の告示日が3月21日、道議選挙の告示日が3月29日、両選挙の選挙期日は4月7日となっております。

次のページに移りまして、3款民生費、1項社会福祉費、既定の予算7億3,241万7,000円から168万1,000円を減額し、7億3,073万6,000円とするものです。内容につきましては、国保会計予算計上職員を2名から1名にしたことによる繰出金の減、後期高齢者医療会計の人事異動及び給与改定による繰出金の増、単価差による元気プラザの光熱水費、燃料費の増でございます。

2項児童福祉費、既定の予算8,708万8,000円に79万4,000円を追加し、8,788万2,000円とするものがございます。内容は、児童手当の精算金の追加でございます。

8款土木費、4項都市計画費、既定の予算1億6,851万7,000円に6万3,000円を追加し、1億6,858万円とするものがございます。内容は、給与改定による職員給与費の繰出金の増でございます。

9款消防費、1項消防費、既定の予算1億8,553万7,000円に31万2,000円を追加し、1億8,584万9,000円とするものがございます。内容は、単価差による放射線防護施設の燃料費の増でございます。

次のページに移りまして、10款教育費、2項小学校費、既定の予算3,255万8,000円に145万9,000円を追加し、3,401万7,000円とするものです。内容は、単価差による光熱費の増でございます。

3項中学校費、既定の予算7,768万3,000円に405万4,000円を追加し、8,173万7,000円とするものがございます。内容は、単価差による燃料費の増、準要保護生徒の増による扶助費の増額でございます。

6項保健体育費、既定の予算2,766万4,000円に89万9,000円を追加し、2,856万3,000円とするものがございます。内容については、海洋センター及び武道館の単価差による燃料費の増でございます。

13款諸支出金、1項基金費、既定の予算1億47万円に1,939万円を追加し、1億1,986万円とするものです。内容は、地方財政法第7条の規定による決算剰余金の2分の1を財政調整基金に積み立てるものがございます。

次のページに移りまして、14款職員給与費、1項職員給与費、既定の予算5億1,847万8,000円から1,318万6,000円を減額し、5億529万2,000円とするものです。内容は、主に3点ございます。当初見込んでいた新規採用職員2名分の給与について採用することができなかったことから減額、給与改定による増額、教育長の期末手当の期間率適用による減額でございます。

次に、歳入の説明をいたします。ページを戻りまして6ページ目、7ページ目をお開きください。13款国庫支出金、1項国庫負担金、既定の予算2億3,335万6,000円に6,000円を増額し、2億3,336万2,000円とするもの、14款道支出金、1項道負担金、既定の予算1億4,411万円に1万3,000円を追加し、1億4,412万3,000円とするものがございます。13款、14款ともに内容は児童手当の精算金の追加でございます。

3項委託金、既定の予算621万9,000円に215万7,000円を追加し、837万6,000円とするものです。内容は、北海道知事選挙及び道議会議員選挙の委託金でございます。

17款繰入金、特別会計繰入金、既定の予算311万5,000円に1,862万6,000円を追加し、2,174万1,000円とするものです。簡易水道事業会計繰入金は給与改定による職員費の精算、国民健康保険事業特別会計は平成29年度決算の際に貸し付けた金額の全額繰上償還でございます。

2項基金繰入金、既定の予算2億5,818万円から4,600万円を減額し、2億1,218万円とするものでございます。内容は、決算剰余金及び先ほど説明いたしました国民健康保険特別会計からの全額繰上償還により財政調整基金の繰入金を減額するものでございます。

18款繰越金、1項繰越金3,875万2,000円を追加し、3,875万3,000円とするものでございます。

19款諸収入、4項雑入、既定の予算3,140万に656万6,000円を追加し、3,796万6,000円とするものでございます。内容は、北後志消防組合、北後志衛生施設組合負担金の精算金及び財源調整でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 13ページの小学校費の需用費です。約1,400万の予算になりましたけれども、建設当初の光熱水費のランニングコストは当初680万と。約700万という見立てでスタートしたのです。平成29年度までは1,200万程度で推移しています。平成30年度においては1,400万という数字になっているのですけれども、原発関連の施設が小学校建設後に施設としてふえておりますけれども、その関係で若干上積みになっているのかどうか、その点を伺いたいのと、それと建設前のランニングコストの数字の予想の正確さが崩れていますね。それで、オール電化の場合、欠陥といいますか、予想したとおりにはないという結論を持ったほうがいいのか、どういう分析をされているのか伺います。

○総務課長（松尾貴光君） 電気代の試算、当初との違いの試算というご質問かと思いますが、電気料金につきましては建設当初の考え方と今の現状の料金制度大幅にがらっと変わっております。端的に言えば、考えた当時については深夜電力、深夜時間帯の熱源、お湯を小学校の場合は電気で沸かしますので、それは深夜電力の電気料金で賄うという前提で行っておりましたが、原子力発電所、泊原発がとまっている影響によりまして前回の北電の料金改定からこのような形で1,000万を超えるような状況になっていると思います。建設当時の試算が信じられないみたいなお話をされておりますが、それについては原子力発電所がとまったことによる電気料の料金改定がございましたので、当時設定していた電気料金の考え方と現状における電気料金の考え方が全く違うということでございますので、その都度、その都度の制度に応じて試算をしてお示しするのは当然のことかと思えます。

○3番（真貝政昭君） 単純に電気料金の値上げという説明だったのですけれども、それを納得させる前提の計算表というのは今まで示されたことがないのです。もう一度詳しく分析をして、議会に報告すべきではないかというふうに考えるのですけれども、いかがでしょうか。

○総務課長（松尾貴光君） 必要であれば文書保存規定によって過去5年分北海道電力から電気の明細書については役場のほうへ送られておりますので、資料要求がありましたらそれは提出するこ

とはやぶさかではないのかなと思います。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第35号 平成30年度古平町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第5 議案第36号

○議長（逢見輝統君） 日程第5、議案第36号 平成30年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第36号 平成30年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,503万1,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ1億7,583万1,000円とするものでございます。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げます。議案36ページ、37ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費でございますが、既定の予算に1,828万9,000円を増額し、予算額1億5,429万6,000円とするものでございます。こちらは、1名分の人件費の減額と29年度収支不足により一般会計から借り入れした分の返済金の計上でございます。後志広域連合の決算が確定しまして、29年度分の分賦金の精算により3,500万円ほどの還付があったことから、当初10年間かけて返済する予定だった一般会計からの借入金について一括で返済に充てることが可能となった次第でございます。

2目の広域連合負担金でございますが、29年度の広域連合の負担金の精算により介護分と後期支援分で不足が生じたための追加徴収となりました。そのため増額補正するものでございます。

4款予備費でございますが、既定の予算に1,674万2,000円を増額し、2,083万4,000円とするもので、財源調整のための増額でございます。

続きまして、歳入のほうをご説明申し上げます。34ページ、35ページにお戻りください。3款繰入金、1項他会計繰入金でございますが、既定の予算から479万9,000円を減額し、予算額を5,446万9,000円とするものでございます。こちらは、歳出で減額となりました人件費分の繰入金の減額でございます。

続きまして、5款諸収入、3項雑入でございますが、3,983万円を増額し、4,188万9,000円とする

ものでございます。先ほど歳出のほうでも説明いたしましたが、29年度の広域連合分賦金の精算分として3,983万円が還付されるための増額でございます。内訳としましては、医療給付分の負担が減ったものでありまして、介護分と後期支援分については先ほど説明しましたように増額となりましたので、歳出のほうへ計上いたしました。これらの後志広域連合負担金については、去る11月30日開催されております後志広域連合定例会において補正の議決をいただいておりますことを申し添えます。

以上で議案第36号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。  
これから議案第36号 平成30年度古平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第6 議案第37号

○議長（逢見輝統君） 日程第6、議案第37号 平成30年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第37号 平成30年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ101万5,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ6,800万9,000円とするものでございます。

歳出のほうからご説明申し上げます。議案54ページ、55ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費でございますが、既定の予算に79万円を増額し、予算額を930万4,000円とするもので、人事異動等による人件費の増減によるものでございます。

4款予備費でございますが、既定の予算に22万5,000円を増額し、39万4,000円とするもので、財源調整のための増額でございます。

続きまして、歳入のほうに移りまして、議案52ページ、53ページに移ります。4款繰入金、1項一般会計繰入金で、既定の予算に79万円を増額し、3,291万5,000円とするものでございます。こち

らは、歳出で説明いたしました人件費の増減によりまして職員給与費等の繰入金を増額するものでございます。

5款繰越金、1項繰越金、既定の予算に22万5,000円を増額し、22万6,000円とするもので、29年度の決算剰余金の繰り越しでございます。

以上で議案第37号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、討論を終わります。  
これから議案第37号 平成30年度古平町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 議案第38号

○議長（逢見輝続君） 日程第7、議案第38号 平成30年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（高野龍治君） ただいま上程されました議案第38号 平成30年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由のご説明をいたします。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,815万7,000円とするものでございます。

補正の款項、金額などに関しましては、第1表を66、67ページにお示ししております。

それでは、歳出からご説明しますので、70、71ページをお開きください。1款1項総務管理費、補正額としまして15万7,000円の増額でございます。これに関しましては、人件費の増額で、主な要因としましては職員給与の改定に伴うものでございます。

引き続き歳入のご説明を申し上げますので、68、69ページをお開きください。7款3項雑入で、補正額としまして15万7,000円の増額でございます。ここに関しましては、雑入のその他収入で財源調整をしております。

以上で議案第38号の提案理由の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第38号 平成30年度古平町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 議案第39号

○議長（逢見輝統君） 日程第8、議案第39号 平成30年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（高野龍治君） ただいま上程されました議案第39号 平成30年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由のご説明をいたします。

本件は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億656万3,000円とするものでございます。

補正の款項、金額などに関しましては、第1表を82、83ページにお示ししております。

それでは、歳出からご説明しますので、86、87ページをお開きください。1款1項総務管理費、補正額としましては6万3,000円の増額でございます。この要因としましては、人件費の増額で、主なものとして職員給与の改定に伴うものでございます。

引き続き歳入を説明しますので、84、85ページをお開きください。4款1項一般会計繰入金、補正額としましては6万3,000円の増でございます。一般会計繰入金で歳出の増額分の所要額をここで計上しております。

以上で議案第39号の提案理由の説明を終わります。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第39号 平成30年度古平町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第40号

○議長（逢見輝統君） 日程第9、議案第40号 平成30年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（和泉康子君） ただいま上程されました議案第40号 平成30年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由のご説明をいたします。

本件は、既定の予算に歳入歳出それぞれ8万9,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ4,358万9,000円とするものでございます。

これは、給与改定に伴う人件費1名分の増額補正でございます。

それでは、歳入からご説明しますので、議案102ページ、103ページをお開きください。1款2項1目居宅介護支援事業費、既定の予算に8万9,000円を増額し、805万2,000円とするもので、給与費、職員手当等、共済費のそれぞれ増となっております。

次に、歳出についてご説明いたします。100ページ、101ページをお開きください。4款2項1目雑入、既定の予算に8万9,000円を増額し、20万6,000円とするもので、本来であれば一般会計からの繰入金を増額するべきであります。雑入で財源調整を行うものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第40号 平成30年度古平町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第41号

○議長（逢見輝統君） 日程第10、議案第41号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま上程されました議案第41号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明を申し上げます。

本件は、平成30年8月10日の人事院勧告、平成30年11月30日に公布された一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に準拠した改正、労働基準法に基づき算出しております勤務1時間当たりの給料額の算出に寒冷地手当を加える改正案でございます。

内容について説明させていただきます。議案114ページ目をお開きください。第1条では、改正点4点ございます。宿直手当を4,400円に、退庁時から引き続き行われる宿直手当を6,600円とする改正、日直手当を4,400円に、退庁時から引き続き行われる日直手当を2,200円とする改正、平成30年12月期の勤勉手当の支給割合を0.95月に、再任用職員にあつては0.475月とする改正、現行の給料表を初任給を1,500円引き上げ、若年層については1,000円程度の引き上げ、その他はそれぞれ400円を基本に改定し、平均改定率0.2%の改正、以上の4点でございます。給料表の改正については、平成30年4月1日から実施する改正となります。

次に、議案119ページ目をお開きください。第2条では、3点改正しております。1点目が時間外手当の算出基礎額となる勤務1時間当たりの給料額の算出に寒冷地手当を加える改正、こちらについては総務省から労働基準法に基づき適正な算出をするよう情報提供があり、改正するものでございます。次に、期末手当の支給割合を1.3月に、再任用職員にあつては0.725月に、6月期と12月期を均一化する改正でございます。平成31年6月期以降の勤勉手当の支給割合を0.925月に、再任用職員については0.45月とする改正、以上の3点でございます。第2条の改正については、平成31年4月1日から実施する改正となります。

説明資料といたしまして新旧対照表、そして改正後の給料表の比較表をつけておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第41号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第42号

○議長(逢見輝統君) 日程第11、議案第42号 古平町水産物流通荷さばき施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○産業課長(細川正善君) ただいま上程されました議案第42号 古平町水産物流通荷さばき施設の指定管理者の指定について提案理由の説明をいたします。

本件は、平成25年度に整備した古平町水産物流通荷さばき施設、いわゆる市場について平成26年4月1日から東しゃこたん漁協を指定管理者として管理運営してきたところでありますが、来年3月末をもって期間満了となります。そこで、31年4月以降も引き続き東しゃこたん漁協を指定管理者として指定したく、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

それでは、時系列で選定し、議会提案に至った経緯をご説明いたしますので、議案の121ページ及び説明資料の14ページの両方をお開きください。初めに、東しゃこたん漁協であります。これまでも指定管理者として本施設を管理しており、施設の設置目的を十分に理解していること、施設の効用を最大限に発揮できる法人であると考え、町の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条第1項のただし書きの規定に基づき、まずは指定管理者の候補者として適当な団体と考えて、11月13日に指名通知を相手方に送付したところでございます。その結果、11月20日に東しゃこたん漁協より申請書類の提出があり、その内容が適当であるかどうか、また条例に定めております選定基準の具体的な審査項目を定めるため、11月22日に選定委員会を開催し、その結果をもとにして正式に指定管理者の候補者として決定したところであります。

では、選定委員会での審査内容についてご説明いたしますので、まずは説明資料の14ページのほうをごらんください。1の指定管理者候補者の住所、氏名、2の申請期間はそこに記載しております。3の選定委員会は、先ほども述べたとおり11月22日に開催し、条例、施行規則に基づき副町長を委員長、委員として総務課長と私産業課長の3名で開催したところであります。4の審査方法であります。2つの審査を実施しております。1つは、提出しなければいけない書類などが全てそろっているかどうかを審査する形式審査ともう一つは具体的な審査項目を定めて、それに提出された申請書類を当てはめて評価するという評価審査の2つの方法で実施いたしました。

評価審査の結果につきましては、説明資料の15ページに記載しております。15ページをごらんください。条例に記載されている5つの選定基準に対しまして12の審査項目を定めて評価いたしました。記載のとおり、施設の性質から2つの項目については該当しませんでした。全てにおいてマルという評価をいたしました。

また説明資料の14ページに戻ってください。5の候補者の選定結果ですが、東しゃこたん漁協は施設管理の要件を満たしており、安心、安全な施設管理と利用者のニーズに合った事業運営が期待できるため、指定管理者の候補者として適当であると評価いたしました。

以上が選定委員会での審査の内容の結果であります。

それでは、議案の121ページを見ていただき、改めて読み上げいたします。121ページをごらんください。記以降を読み上げます。1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、古平町水産物流通荷さばき施設。

2、指定管理者となる団体、(1)、法人住所、古平郡古平町大字入船町14番地、(2)、法人名、東しゃこたん漁業協同組合、(3)、代表者職氏名、代表理事組合長、茂木隆文。

3、指定の期間、平成31年4月1日から平成36年3月31日。

以上が提案の理由の説明でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（逢見輝続君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○8番（高野俊和君） この荷さばき施設は、たしか指定管理料が発生していないというふうに思うのですが、この施設に関しましてはこれから5年間だと思えますけれども、今後とも指定管理料というのは発生をしないという施設なのでしょうか。

○産業課長（細川正善君） 基本的には、指定管理料は発生いたしません。漁協から提出された収支計画書の収入と支出が見合った状態で、町からの指定管理料は発生はしないというふうになっております。

○8番（高野俊和君） 荷さばき所を古平町と指定管理を結ぶときに、他の温泉、ゴルフ場、それからその他と違って少し特殊な指定管理の結び方をしたような記憶はあるのですが、どうだったのでしょうか。

○産業課長（細川正善君） 特殊な指定管理者の結び方というのは、ほかの温泉だとかパークゴルフは一般的に公募をして、募って指定管理者を決めているのですが、こちらの荷さばきにつきましては施設の性質上、漁協をこちらから直接指名いたしまして指定管理者の候補者にするというやり方をしております。

○議長（逢見輝続君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝続君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第42号 古平町水産物流通荷さばき施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りします。原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで審議途中ですけれども、15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時14分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第12 議案第43号

○議長（逢見輝統君） 日程第12、議案第43号 古平町立診療所の指定管理者の指定期間の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（和泉康子君） ただいま上程されました議案第43号 古平町立診療所の指定管理者の指定期間の変更について提案理由のご説明をいたします。

本件は、地方自治法第244条の2第3項の規定、同条第6項の規定に基づきまして平成27年12月16日に議決をいただいた内容の一部である指定管理期間に変更が生じることとなりましたので、次のとおり議会の議決を求めるものでございます。

議案123ページをごらんください。本件は、先ほど町長の行政報告にありましてとおり去る11月26日の議会全員協議会で経過等をご説明させていただきましたが、古平町立診療所の指定管理者、医療法人恵尚会の指定期間を平成28年4月1日からの5年間として運用してまいりましたが、その終了期日を変更し、3年間とするものでございます。

それでは、議案を読み上げさせていただきます。議案第43号 古平町立診療所の指定管理者の指定期間の変更について。

古平町立診療所の指定管理の指定期間（平成27年12月16日議決）を次のとおり変更する。

記としまして、現行の指定管理の期間、平成28年4月1日から平成33年3月31日までを平成28年4月1日から平成31年3月31日までに変更する。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 利用者から伺ったのですけれども、2階のベッド利用者については病院のほうから2月いっぱいまで退去という方針が出されているそうです。それで、大分慌てています。それで、伺いますけれども、利用者についてはそれぞれの責任で新たな病院施設を探すという段階に入っています。町のほうは、それに相談があったら対応すると思うのですけれども、完全に移行するという状況ではありませんよね。新たな病院が海のまちクリニックの施設を継続して利用するという状況にはないと。町長については、その辺についての方針が今回の行政報告でも一切出されて

いないと。それで、もう一つ伺いますけれども、指定管理者として今の医療法人を決めたときに当初年間1億5,000万を条件に、予定の状態をつくるために努力するという、債務負担行為をしております。それで、町のほうから示された今回のいきさつについて、途中で財源的に7,000万しか出せないという提示が医療法人に出されています。これは、明らかに兵糧攻めの状態で、スタート時点の医療法人側の予定が狂ったということで、経緯を見る限り一方的に病院、医療法人側から指定管理者の取り消しが出されたというものではなくて、もともと町側で狙ったのかなという思惑さえ起きる状況が生まれて今に至っているとは私は見えています。

それで、スタッフの件なのですけれども、これは生活設計が崩れるわけです。5年間は今の医療法人のもとで働けるという前提で雇われ、そして町民のために尽くしてきたという、そういう状態が続いてきたわけですけれども、貞村町長が指定管理者の指定を変更して打ち切るという方針を出されて、このスタッフたちは一体どうなるのかと。町は、どういう方針で引き継がれるのか。それは医療法人の責任だから解雇というふうになると思いますがけれども、それをみすみす見て見ぬふりをするおつもりなのか伺います。

○町長（貞村英之君） 当初の経緯のことだと思うのですが、前回の全員協議会でも全部示してあると思うのですが、また同じことを言うのはちょっといかがと思うのですけれども、当初1億5,000万債務負担組んでいます、確かに。そのときの約束としては、医者2名、入院病床18床やるという話です。それが医者1名でずっときて、結果的に7,000万とかという指定管理料を払っていますが、指定管理料も内訳を一切見せずにただ7,000万必要だというだけで、うちは払いましたけれども、内訳見せてくれと言ったら見せません。そういう状況で1億5,000万予算組んだら、結果的に7,000万になったかもしれないですけれども、予算組んだらもうその年1億5,000万使えないのです。そういう状態で7,000万になったからよかったのではないかとか、そういうわけではなくて、内容をはっきり見せない。当初2名、入院病床18床と言っておきながら、それも履行されない。最初の1年目、2年は、こちらもようやく指定に取りつけたものですから、ちょっと時間もなかったことですから、もう少しでやってくれるなど思っていたところなのですが、ここへきて折り返し地点に来てまだ全然やっていただけない。しまいにはショートステイならどうだとショートステイやりました。ショートステイといったら1カ月です。1カ月しかいれないショートステイを脱法的にちょっと長くやっているのもありますけれども、そういうような状況をずるずる、ずるずる続けていくわけにもいきませんし、使いもしないCTは入れました。CT入れたけれども、ほとんど使っていません。医者の医師住宅も建てさせました。借金ばかりふえていくではないですか。そんな状況で経費の内容も詳細も示せないようなところが今ここにきてこれから2年、3年続けていくのですかという協議をずっとしてきたわけです。それで、意図的に我々がやったというわけではなくて、8月6日にあちらの弁護士から、全然知らない弁護士からこれ以上続けられませんかと通知来たら、もうこちらも弁護士立てるしかないではないですか。疑うのもいいかげんにしてほしいのですが、ということでこちらから指定を解除するという今回の議案、あちらからの解除であれば違約金取られます。だから、こちらから解除しなければならないのです。ということで今回指定管理料変更という議案を出した次第でございますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

(何事か言う者あり)

○議長（逢見輝続君） スタッフの。

○町長（貞村英之君） スタッフについては、向こうの代理人の弁護士のほうから声をかけないでくれという通知が来ておりますので、一切声かけていません。

○3番（真貝政昭君） 結局けんか腰で事に当たって、騒ぎになる可能性があります。平成30年度では終わるわけではなくて、弁護士同士の話し合いで推移していくのか、法廷で話し合いになっていくのかわからないけれども、1万人を超える外来患者や、それからふだん利用しているベッド利用者、その家族、そしてスタッフの生活、置き去りにしてけんか腰でやる問題ではないと。議会と町側が協力してようやく探し当てた医療法人です。うまく折り合いをつけながら持っていくべきで、信頼関係を損ねるようなやり方ではやはりまずいです、医療関係の問題は。今回の説明を聞いていても本当にそういう利用者だとかスタッフが置き去りにされて事が進められていると。この結論は、私は受け入れられません。改めて後ろを振り返って、利用者、それからスタッフのことを考えて、やはり弁護士を通してでもいいですから、改めて仕切り直すと、そういう考えには立てないですか。

○町長（貞村英之君） 私けんか腰になっているわけではなくて、一回説明したことを何回も質問するわけですから、それちゃんと、前回の説明何の意味もなくなっているではないですか。前回の説明のとおり、ことしの3月には向こうの理事長さんとある程度方向性を出しながら続けていこうという結論だったのです。そして、通知待ちしていたところ、向こうのほうからも事務方とは話ししないですとか、全くそういう接触することさえ拒んできて、8月6日に向こうの弁護士から来た以上、せっかく折り合いつけて何とか5年間はやっていたものを向こうから破棄してきて、それではこちら何もしようないではないですか。どうすればいいのですか、そうしたら。それでも向こうに行って何とかお願い、土下座でもしてきますか。それでも多分やってくれないと思います。いずれにしても、これだけの税収しかない町が、2億ぐらいしかない町があれだけの負担をしているのですから、ちゃんとした医療をやっていただかないと、なかなかこれは納得できるものではございませんし、そういうことを考えれば、もう弁護士が向こうのほうから新しい弁護士を立ててきた以上、私どもも法律で来られたらこちら顧問の弁護士に相談していくしかないではないですか。

もう一点、今のいる患者をどうするか、ないがしろにするとか、そうやって言われていますけれども、ちゃんと恵尚会のほうで手はずとるようになっておりますし、紹介しているようになっておりますし、それからスタッフにしても一応声かけはしたのですが、向こうの弁護士のほうからそういうような行為はやめてくれということも通知されまして、一切手をつけられない状況なのです。だから、指定管理が終わって、ある程度公募をかけた段階で向こうから来たならば、こちら1年半以上も古平のために尽くしてくれた人ですから話を聞かないことはないわけですから、そこら辺はちゃんと聞いていこうと思っておりますし、ただ、今拙速にそういうような声をかけて法的におかしくなったら、また弁護士のほうから言われますし、今度法廷に行ったらこちらが不利になりますので、そういうことで今の状態で進めていくしかないのかなと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） 新しい医療団体と協議中という、そういう行政報告でしたね。4月からすんなりと外来、入院を引き受けてくれる、そういう医療法人なのですか。

○町長（貞村英之君） その件については、先ほども行政報告で述べましたとおり、一応4月からということでは交渉しております。ただ、今協議中でございますので、向こうの意向もありますので、ちょっと答弁は差し控えたいと思います。

○議長（逢見輝統君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

反対討論。

○3番（真貝政昭君） いろいろありまして、今の恵尚会と町が協定を結んだ段階に立ち戻りますと、5年間は話し合いで病院を、診療所を運営していくという、そういう前提でスタートしています。それで、途中でこのようにけんか別れをするような事態に陥ったのは、やはり私は町側にあると。不穏な火種を残しながら次の新しい医療法人に移るといふ、そういう構想で考えていらっしゃるようですけれども、少なくとも5年間は穏やかにやってほしかったと。利用者、それからスタッフのことを考えれば、改めて町長のほうから折れて、残り期間協議し直して、仕切り直して、そして町民の利用のために姿勢を転換してほしいと。したがって、今回のこの議案については反対します。

○議長（逢見輝統君） 次に、賛成討論。

○6番（堀 清君） 今黙って真貝さんのことを聞いていると、町側ではさまざまなことを現場で解決しようとしている行動をとっていて、現実問題恵尚会側がそれを拒んだり、さまざまな行動をしていますよね。そこら辺も全部理解しながら、最終的には指定を取りやめるという結果になったのですけれども、それは俺絶対間違いでないと、立場反対という、今あれしましたけれども、逆に自分とすれば俺はそれが町民のためにはならないというような形の中で捉えますので、今回のことに対しては賛成したいと思います。

○議長（逢見輝統君） 次に、反対討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、賛成討論もう一方許します。

○1番（木村輔宏君） 誰がどうこうというわけで、そしてルールとして条約を結んだものですから、私もちょっと関係したことがあるのですけれども、ルールに従わないものについてはやっぱりきちっとするべきものはする。それと、もう一つは、やっぱり最大の理由は突然張り紙をしてやめますと。これは、とんでもない話で、逆に言うところこちらから訴えなくてはいけない、賠償金もらわなくてはいけない状況だろうと思います。決して貞村町長がやったことが正しいとか間違っているということではなくて、以前の問題。私の立場でいくと、福祉関係のことで私のほうにも協力してくれというお話は来ています。最大限の努力はしたいなど。その辺の一番の問題は、デイサービ

スの問題にしても町の考えている病院に入院させるという問題とショートステイというのは全く違うのです。それをやっていないこと自体が法律違反ではないですけれども、もう違反もいいところなのです。その辺の大まかなことを考えていけば、それともう一つは大変な努力だろうと思うのですけれども、4月から違うところがあるのだと。それにやっぱり我々も協力していかなくてはいけないことですし、申しわけないのですけれども、今までやったことに対しては、これはしようがないと。だけれども、これからやっぱり新しい形の中でどうしてもまた今までどおりの形に戻してもらわないと、戻すということは進展してもらわないと困るだろうという意味で、私は今回の提案には賛成させていただきます。

○議長（逢見輝統君） 以上で討論を終わります。

これから議案第43号 古平町立診療所の指定管理者の指定期間の変更についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（逢見輝統君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 同意第3号

○議長（逢見輝統君） 日程第13、同意第3号 古平町監査委員の選任についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○副町長（佐藤昌紀君） ただいま上程されました同意第3号 古平町監査委員の選任について提案理由の説明を述べさせていただきます。

本件は、現在監査委員をされております長谷川氏の任期満了に伴い、その後任に本間好晴氏を選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記としまして、区分、識見を有する者、住所、古平郡古平町大字本町104番地、氏名、本間好晴、昭和30年7月22日生まれ、63歳になります。

同氏は、昭和53年4月、本町職員として採用され、平成28年3月に定年退職を迎えられるまでの38年間に総務、企画、財政といった管理部門のほか、保健福祉や建設水道といった事業部門も歴任され、財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関しすぐれた識見を有する者で、人格も高潔であり、監査委員にふさわしいことから、本提案に至ったものであります。

なお、参考にあります現委員の長谷川氏にありましては、平成14年12月17日に就任されて以来4期16年間本町の監査委員を務めていただきました。敬意をあらわすものでございます。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（逢見輝統君） 説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時39分

○議長（逢見輝統君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑、討論を省略することとして差し支えございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論は省略いたします。

これより同意第3号 古平町監査委員の選任についてを採決いたします。

お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、同意第3号 古平町監査委員の選任について同意を求める件は同意することに決定いたしました。

◎日程第14 陳情第11号

○議長（逢見輝統君） 日程第14、陳情第11号 難病医療費助成制度における臨床調査個人票（診断書）の公費助成創設と国への意見書提出を求めることについてを議題といたします。

お諮りします。陳情第11号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第11号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第11号を採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第11号 難病医療費助成制度における臨床調査個人票（診断書）の公費助成創設と国への意見書提出を求めることについては採択することに決定いたしました。

◎日程第15 陳情第12号

○議長（逢見輝統君） 日程第15、陳情第12号 「2019年10月からの消費税10%への増税中止を求

める意見書」(案)採択を求める陳情書を議題といたします。

お諮りします。陳情第12号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第12号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第12号を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第12号 「2019年10月からの消費税10%への増税中止を求める意見書」(案)採択を求める陳情書については採択することに決定いたしました。

#### ◎日程第16 陳情第13号

○議長(逢見輝統君) 日程第16、陳情第13号 「国保の抜本的改革を求める意見書」(案)採択を求める陳情書を議題といたします。

お諮りします。陳情第13号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第13号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第13号を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第13号 「国保の抜本的改革を求める意見書」(案)採択を求める陳情書については採択することに決定いたしました。

#### ◎日程第17 陳情第14号

○議長(逢見輝統君) 日程第17、陳情第14号 再びブラックアウトを起こさない分散型の電源、「原発ゼロ」、再生可能エネルギーの大規模普及を求める意見書(案)採択を求める陳情書を議題といたします。

お諮りします。陳情第14号は、産業建設常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第14号 再びブラックアウトを起こさない分散型の電源、「原発ゼロ」、再生可能エネルギーの大規模普及を求める意見書(案)採択を求める陳情書は産業建設常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎日程第18 陳情第15号

○議長(逢見輝統君) 日程第18、陳情第15号 「水産政策の改革」における慎重な検討を求める意見書(案)採択を求める陳情書を議題といたします。

お諮りします。陳情第15号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思えますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第15号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第15号を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第15号 「水産政策の改革」における慎重な検討を求める意見書(案)採択を求める陳情書については採択することに決定いたしました。

◎日程第19 陳情第16号

○議長(逢見輝統君) 日程第19、陳情第16号 後期高齢者の窓口2割負担への引き上げを行わないことを求める意見書(案)採択を求める陳情書を議題といたします。

お諮りします。陳情第16号は、会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思えますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第16号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第16号を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝続君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第16号 後期高齢者の窓口2割負担への引き上げを行わないことを求める意見書(案)採択を求める陳情書については採択することに決定いたしました。

審議途中でありますけれども、昼食のため1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後0時55分

○議長(逢見輝続君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第20 一般質問

○議長(逢見輝続君) 日程第20、一般質問を行います。

一般質問は、堀議員、山口議員、工藤議員、寶福議員、高野議員、真貝議員の6名です。

順番に発言を許します。

最初に、堀議員、どうぞ。

○6番(堀 清君) まず、病院のことなのですが、この答弁に対しては現時点で答弁できる範囲で結構ですので、そこら辺考えながら答弁してもらって結構ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

とりあえず11月の全員協議会の中で三、四件のところにアクセスをしているというような形の中で町長から答弁もらいました。そういう中でそういう形の交渉した段階の現時点での進捗状況等を聞きたいと思います。

それとあと、2つ目なのですが、とりあえず来年の3月いっぱいまで恵尚会が去っていくわけなのですが、当然やっぱり現場対応としてはすぐ切りかえというのはなかなか大変だろうというような形の中で、継続できなかった場合の善後策ということで考えていることがあればお伺ひしたいと思います。

それとあと、3点目なのですが、現在も結果的には実施されていませんけれども、入院患者に取り組むのか、それともそのものを考えない形の病院経営をするのかということ。

それと、最後になりますけれども、病院に対しての行政としてどれくらいの金額が最大限出せるのかということを知りたいと思います。

○町長(貞村英之君) 堀議員の一般質問にお答えいたします。

今回の診療所の件でございますが、現時点でどのような進捗状況になっているかということですが、先ほども申し上げたとおりたいま協議中でございますので、調整中でございます。交渉事ですので、オープンにしてやる人はいないと思いますので、この辺はご了承願ひしたいと思います。ただ、今協議している医療機関もありますし、違うところにもいろいろ医師派遣要請もして

いるところがございますので、並行して何本かに声をかけているという実態はございますが、現在では1社に絞って協議しているところがございます。

それから、4月以降に医師確保できなかった場合ということでございますが、そこまではまだ考えてございません。確保できると信じてやっておりますので、何とかしたいなという思いでやっておりますので、今モチベーションを下げるわけにはいきませんので、よろしく願いいたします。

それから、入院患者の受け入れのことでは、現在も入院患者受け入れられておりません。理由は、知ってのとおり医療スタッフが先生2人になったとしても看護師なりコメディカルと申しますか、そちらの人員が確保できないというのが最大のネックでございますので、たとえ新しいところになったとしても北海道に、ここの近辺にいるコメディカルというのは少ないと思いますので、なかなか難しいのかなと考えておりますが、その辺のところは交渉の中の一つの項目でございますので、まだ結論は出しておりませんが、難しいということだけは言っておきたいと思っております。

それから、診療所に対するどのぐらい財務負担最高額考えているのかということでございますが、今の恵尚会の財務状況、確かに医師2人で病院満床にしたら1億5,000万とかという話でございますし、それにもろもろの医療器具の起債の償還ですとか、家の起債償還考えますと2億ぐらいかかっていると思うのですが、借金してしまったものは返さなければならないものですから、それは抜きまして、今でも恵尚会がこれだけかかったのと内訳を見せてくれて、それが内訳が仕方ないものであれば我々は別に拒むものでもございませんし、そういうスタンスで今まで交渉してきたわけでございますので、それを一切見せないということでございますので、こういうことになった発端でもございますので、余り上限のことは考えておりませんが、基本的には前々小樽の掖済会で払っていた部分で、医師2人で5,000万弱のお金払っていたのですけれども、それでも向こう足りないという、少しは、もう少し赤字だということだったので、そこら辺を目安に考えているというか、想定はしているのですが、交渉でどのぐらいになるかはこれからの話ではないかなと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○6番（堀 清君） 大体のことは想定していた形の中の答弁だと思っております。最後の財務負担が大体年間6,000万というような形の声が今出されたのですけれども、結果的に従来掖済会が経営していたときから比べると人口減、患者減というのは想定される範囲ですから、そういうのを勘案するとやっぱり七、八千万円までというような形が想定されるのですけれども、その辺のことについて再度答弁願います。

○町長（貞村英之君） 再質問にお答えしますが、ただいま申し上げたように恵尚会でちゃんとした合理的な根拠があるのであれば、こちらが幾ら言おうともどうしようもないとは思っておりましたが、それがわからないものですからこうなったのですが、たとえそれが本当にかかるものであれば、それは何とか捻出して医療は確保していかなければならないなど。ただし、あくまで1次医療ですので、それ以上の2次医療になるとやはり余市なり小樽なり、あと札幌なりということになりますので、最低限の1次医療だけは何とか確保していきたいなと思っておりますので、余り金額をここまではどうのこうのということよりも、今はまず医師確保のほうを大前提に進

めていきたいなと考えています。

○6番（堀 清君） 本当に今町長から最低限度の診療という答弁もらったのですけれども、基本的にはこれからというのはそういう状態でいくしかないと思います。だから、それに向けて町側でも最大限の努力をしてもらいたいなと思います。答弁要らないです。

○議長（逢見輝続君） それでは次に、山口議員、どうぞ。

○7番（山口明生君） 1つ目の診療所の件につきましては、もう議論が出尽くしている感がありますので、省略いたします。ただ、1点だけ町民がやっぱりどうしても病院がなくなるというふうに誤解をされている方が多いようで、そういったお話をよく聞くことがありますので、そういう不安を払拭できるような体制で臨んでいただければというふうに思います。

2つ目の質問に行きます。旧北海信用金庫古平支店の活用についてなのですが、本年3月の定例会で質問させていただきました際には、年内いっぱい古平福祉会さんのほうに貸し出しをして、その間に売却先等を探していきたいというような、そういった検討をしていきたいという回答をいただいております。このことについて現在何か進捗していることございましたら、お聞かせ願います。

○町長（貞村英之君） 山口議員の一般質問にお答えいたします。

診療所のことは、重々わかりましたので。

それから、旧北海信金の活用についてでただいまご質問ございましたが、ことしいっぱい、12月31日まで古平福祉会の方に借りていただいております。その期間終了を経て事業計画の内容と借り受け希望額の両面勘案して、借り受け事業者を決定する公募型、提案型の売却、この手続に入りたいと思います。平成31年の1月上旬に公示して、それから年度内に所有権移転を終了するというスケジュールで進めたいと考えております。

以上でございます。

○7番（山口明生君） ということは、これからどういう方向になるにせよ、手をかけてある程度売却できるグレードにまで上げて、それから同時進行で探していくという考え方でよろしいですか。

○町長（貞村英之君） そのとおりでございます。

○7番（山口明生君） この施設購入する際にもかなりの金額を投入をされていると思いますし、これから改修も含めてまた維持管理費がかかるということでもありますので、何とか有効に活用して、余り町の財政に負担のないような形でされることをお願いしたいと思います。答弁結構です。

3つ目の質問に移ります。ふるさと納税の記念品廃止に関連してということで、先ほど行政報告でも町長のほうから話がありましたので、質問に関してはお答えはある程度いただいた感じはあるのですが、ただ私この事業を進めるときに記念品というもの自体がやっぱり制度にはそぐわないのではない、言葉を悪くすればちょっと濃いグレーなのではないかというような懸念を示したところですが、大丈夫だということで、産業振興のための策なのということで理解願いたいという回答だったのですが、ただそれは全然問題ないですし、それに関して何かを言いたいわけではないのですが、そういった懸念もある。やっぱり事業を始める段階でそういうことをちゃんと認識できている。でも、そういう懸念もあるので、そういう場合にはちゃんと対応しますというようなグレーな部分はグレーなのだという認識の上に立ってやはり進めるべきなのではないかと。全くそれがホワ

イトだというような感じで進められたことで、私ちょっと不誠実さを禁じ得ないというところもありましたので、そういった部分の認識や事後の説明においてもやっぱりこれに関してはグレーだったというようなことがちゃんと説明された上でやめるものはやめると。やったことに関しては、やっぱり事業所なり利用者なりにも何がしかの負担や不満、不安を与えているのも事実だと思いますので、そういった部分のちょっと謙虚な姿勢というか、真摯な姿勢があってもよかったのかなというふうに感じたのですが、いかがですか。

**○町長（貞村英之君）** 山口議員の3番目の質問ですが、ふるさと納税に関する質問ですが、150年の記念品として町の150年に理解をいただいている方に返礼品プラス記念品という形でつけたことですが、実は野田総務大臣の前の高市総務大臣のときにはかなり厳しく3割以内でなければだめだという通知が流れていて、そのときに我々もおおむね3割ということで、税抜き3割の品物にしたところ、大幅に落ち込みました。その後野田総務大臣になってから、地元のほうで努力ですからということで少しトーンが緩んだところがありました。そのときに総務省のほうも大分考えが変わったものですから、当時の税の担当にも、国のほうの担当にも電話で聞いたのですが、そこまでの結論は総務省は出していないので、記念品であるならばということで、分離しても大丈夫だというような感覚を持ったものですから、言われるとおりグレーはグレーなのです。ただ、それでもグレーでありながら産業の振興に役立てればということでああいう措置をとったところですが、9月の通知、大臣がかわって通知ということになりましたところ、通知に従い、自治体の税の優遇措置を受けられない、対象市町村からは外すというかなり厳しい通知がございまして、それにもプラス返礼品の3割という中には消費税も含めるということでございましたので、これは11月1日ということはそこに載せていたら公表されると、行儀の悪い市町村だということになりますので、誠実に11月1日にやめるという決断を、本当に直前です。10月の最後の週ぐらいに結論を出したところがございます。それは、もう道なりの指導もあって、これはちゃんとやったほうがいいよということがございまして、確かにグレーのところを少し甘く見ていたところもございますが、そのとき、そのときでちゃんと認識は確認をとりながら進めてきたところがございますので、最善の方法だったのかなと思っております。

なお、記念品つける際に業者さんには総務大臣の通知今こうなっているからいいのだけれども、来年どういうふうになるかわからないので、通知が出てきたらやめざるを得ないからねということでは事前には申し上げておりましたので、すんなりご理解していただいたのかなと思っております。そういうことで来年以降は営業努力プラス我々も宣伝しながら、この返礼品というのは、返礼品と言ったら国税法上ちょっとまずいみたいなのですが、広めていって、地元をPRしていきたいなと考えているところでございます。

以上でございます。

**○7番（山口明生君）** この事業進めるに当たっては、大変ご苦労も多いと思えますし、先ほど申されたとおりに国も迷走しているような状態の中で進めてきたということで、事情はよくわかっております。ただ、やはり今いただいたような丁寧な回答やご報告が先にあればというふうに思ったもので、この質問をさせていただきました。

終わります。

○議長（逢見輝続君） それでは次に、工藤議員、どうぞ。

○9番（工藤澄男君） 最初に、町長公宅について質問いたします。

町長が就任されたときに町外から来てくれたのだから公宅が必要でないかと質問しましたがけれども、そのときは既に個人の借家に入居されておられました。任期もまだあり、今後のことも考え、来年度の予算に計上して腰をがっちり根づかせて古平町民のために頑張ってもらいたいと思いますが、町長の考えをお聞かせください。

○町長（貞村英之君） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

町長公宅の件でございますが、気にしていただいてありがとうございます。ただ、現在財政厳しくて事務事業の見直しを進めている中で、町長公宅を建てるような財源はございません。今私任期もちょうど折り返し迎えておまして、去年お答えしたとおり転居先探しているのですが、なかなかこの町では見つからない状況でございます。一応寶福さんにもあいていないか聞いたことあるのですが、なかなかあいていないということで、転居先今見つかっておりません。ただ、今診療所の問題あるのですが、これにかこつけてというのもあれなのですが、医師住宅2つありまして、もしかしたら1つあくのではないかなと思っているのです。そうすると、そちらに移ることも可能かなと思っておりますので、新しいほうはちょっと補助金の起債入っているのですが、すぐ使えないのですが、古いほうでしたら、あくのでしたら町の負担も少なくなりますし、私が公宅料を払うだけで済みますので、そっちのほうへ移れたらいいのかなと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○9番（工藤澄男君） 今町長最後のほうにお話しされたことは、私の頭の中にもあったのです。病院が来るたびに医師のためにすぐもう医師住宅建ててきた古平町です。今の貞村町長ばかりでなく、何期後かにもまた地方のほうから町長が来るようなことがあれば、そういう地方から町長に来てもらうためにはやはり住むところを先がっちり用意をして、それで来てもらうというのが本来の姿ではないかと思いました。医師の住宅がもしあくようであればそれを利用したいということなので、それをまず進めていただきたいと。まず、とにかく町長、まだ町長の顔も知らないような町民が結構いるのです。町長さんってどういう人だいと。ですから、やはりどこかdegがっちり落ちついて、そして町民と向き合ってもらいたいと、それがまず要望です。

養殖漁業です。前に私が質問し、最近同僚議員が質問して、町長からは前向きな答弁をいただきました。道では、日本海沿岸の養殖事業に力を入れており、古平町でも要望されているようですが、道の考えをお聞かせください。

○町長（貞村英之君） 養殖事業に係る道の考え方と。道の考え方、ちょっと道の考え方まではわかりませんが、大体国の今回の漁港法の改正でも養殖事業の推進、きょうも道新に出ておりましたが、養殖事業を進めていくような、漁港法改正されております。これから養殖事業というのは、随時ふえていかなければならないのかなというようなことを思っております。これは、国にしても道にしても同じなのかなと思っておりますが、今町で要望しているのは養殖ではなくて蓄養という形で、養殖はもう既にやっております。それは、漁協の浅海部会が西防波堤の内側で網にウニを入

れて養殖しているのですが、今12基で、これ限度なのです。それで、外防のほうに蓄養施設をつかって何とか蓄養して資源をふやしていこうという要望をしておりますので、これについては事業主体開発局でございますので、道にも一応漁港管理者でございますので、話を通して、開発局にも要望しているところでございます。もう少しデータが欲しいということでございますので、漁協にはそれなりのデータを持って採択されるように要望しているところでございます。

以上でございます。

○9番（工藤澄男君） 夏ごろだと思うのですけれども、私ある方に道のほうの情勢というのをちょっと確かめてもらったら、道のほうではまず日本海の養殖事業というのにはもう非常に力を入れているから、早い話どんどん、どんどん要請してほしいというような話があると。だから、古平町でもどんどん、どんどん要請したら何とかなるのではないのかなというような話を聞いたのです。そして、今町長言いましたように実際に港の中でやっているウニの養殖、かご養殖、それは私たちもあちこち視察に行ってあの計画でやったのです。実際にこの間の新聞見ますと、積丹町ではもう陸上で水槽の中で昆布とウニの養殖ということで、やや成功しつつあると。それから、神恵内村では今度いそ焼けした場所に野菜を投入して、そしてウニを育てると、そういう計画もあるようです。ただ、味の面からいくと野菜のほうはどうしても味が何か落ちるという話です。やはり昆布のほう味が非常にいいということで、せっかく今そういう計画を立てておりますので、町長、まずこれからも一生懸命に頑張ってもらって、何とか道のほうに要望していただきたいと、そのように思います。

○町長（貞村英之君） 重々承知しておりますので、道、国、両方、実施主体の国と両方要望してまいりたいと考えております。

○9番（工藤澄男君） 診療所のことについては、先ほどから2人の方が聞いておりますし、前から聞いて大体内容わかりました。ただ、今もうほとんど決裂状態で、私の考えではがたがた騒ぐより前向きに、前に向かってどんどん進めると。そのほうがかえっていいのではないかと。今ここでまた問題を起こせば今度来る方々も何だと、古平というのはこんなにもめるところなのかというような印象を持たれますと、今度そのしっぺ返しが全部患者さんに来るのではないかとこのことを思いましたので、まず今後のことについて前向きに本当に真剣に取り組んでほしいと、そのように思うのですが。

○町長（貞村英之君） 診療所の件についてお答えいたします。

先ほど来言っているとおり、結構真剣にやっているところでございますし、次受けてくれるよう誠心誠意お願いしているところでございますので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（逢見輝続君） それでは次に、寶福議員、どうぞ。

○5番（寶福勝哉君） 1つ目の質問、海のまちクリニックの関係スタッフについてなのですが、先ほどの議案第43号の3番の議員の質問とほかの議員の一般質問と内容が重複して、答弁の方向性というのが何となく理解できますので、省略したいと思います。

続きまして、2つ目です。古平役場のSNSの活用について質問させていただきます。町内の情

報については、広報紙、防災無線などで町内にいる町民に対して情報の周知というのは進められていっていると思いますが、北後志の町村を見てみると携帯やパソコンで見られますフェイスブックだとか、そのようなものを活用して、町の情報だとか、しっかり情報の伝達が行われているようです。ちょっと余市の町長のフェイスブックを見ると、町内の情報であったり、自身の動向、防災連絡、また先日もふるさと納税の商品についてのアピールなど結構小まめに活用してしまっていて、非常にわかりやすく、簡単に情報を得ることができるようです。防災の観点からも、さきの地震の停電の情報だとか、先日豊浜のトンネルで事故あったときに通行どめになった情報などは、防災無線のほうである程度周知はしていたようですが、外に、町外に出ている町民に対して伝える方法が現状確立していないというところで、これを機にしっかりと古平町のSNSの活用を検討したらいかかなと思います。答弁のほうお願いいたします。

○町長（貞村英之君） 寶福議員のSNSに関する質問でございます。

私もフェイスブックには登録をしておりますし、ツイッターにも登録しておりますが、アップロードすることはまずありません。見るためだけの、それで友達要求というのですか、もう三百何件たまっているけれども、全く見ていません。そういう状態で余り、見るだけのものになっている状態でございます。というのは、私自身SNSというのが、自分の動向とか、ここへ行って、はい、どうだ、いいねという、こういうPRは余り得意ではないですし、好きでないものですから、個人的には余りやらないようにしているのです。ただ、今余市の町長結構やられているようですし、見てみますと個人、特定の業者だけを宣伝しているように見受けられるのですが、あのような形で情報発信するというのは余り、公平公正というのが今我々に求められている町長としてやるべきではないのかな、ちょっと疑問を持つところでございますので、個人的にああいうような発信を私は考えているわけではございません。ただ、言われるように観光として、例えば小樽もやっておりますし、積丹もやっているでしょうし、仁木のも見たことありますが、フォロワー数見てみますと積丹で1,500、仁木で400、赤井川で500と広報効果は限定的かな、ましてうちみたい観光余りやっていないところは余りないのかなと思っております。ただ、おっしゃるように災害となるとこれまた話は別で、今ホームページで情報発信しておりますが、国からも災害対応におけるSNS活用ガイドブックというのが去年出ておまして、うちの場合アップロードする対応する職員もなかなかいないものですから、そこら辺今すぐということは難しいのですが、ちょっとそっちのほうは研究していかなければならないのかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○5番（寶福勝哉君） 町長の答弁は一応想定内といいますか、そういうお答えが返ってくるのだからなと思っていただるところなのですが、SNSの活用に関してはまずお金がかからないというところとフォロワー数がどこまで伸びるか、伸びないかではなくて、今の時代にマッチしたPR方法の一つではあると思いますので、前向きに検討いただければと思っております。答弁要らないです。

終わります。

○議長（逢見輝続君） それでは次に、高野議員、どうぞ。

○8番（高野俊和君） 雪の話なのですけれども、除雪についてでありますけれども、12月に入り

まして雪のシーズンになりますと、毎年なのですけれども、降り積もりますと各家庭が玄関前に雪を必要以上に出す傾向があります。場所によっては、道路が狭くなりまして蛇行している場所もあります。時々注意することもあるのですけれども、高齢世帯も大変多くて、余り強く言えないというのが実情であります。車と通行人の間隔が近くなって危険です。安全を守るためにも、時々はやっているようでありましてけれども、頻度を上げまして防災無線でもマナーについての指導をしていただきますとともに、車の交差ですけれども、特に中央通り、西大通りができづらいです。何カ所か退避場所もつくってもらえればと思うのですけれども、可能でしょうか。

それとまた、除雪の際になのですけれども、はみ出している雪もかなりあるところがありますので、それについても部分的に雪を調整していただけるようお願いはできるでしょうか。

**○町長（貞村英之君）** 高野議員の雪に関する質問でございますが、北海道、特に日本海側は雪に対する対策が非常に後手後手に回るといいますか、どうしても行政だけでやるというのは無理があるのかなと感じているところでございます。車道への雪出しでございますが、これ車道に出したら我々の仕事というよりも警察の仕事になります。というのは、道路に雪出すのは道路法上違反で、通報すればすぐ警察飛んできますので、これは余り言いたくないのですが、出さないでくださいというのも当たり前のごとでございます。こういう道路障害の原因となるような雪出しですが、毎シーズン当初11月に除雪に関する協力として町内の全戸にチラシを配布しております。持ってきていませんが、配布しておりますし、年数回防災無線で道路の雪出しは迷惑行為になるということで周知しているところです。回数ふやしても雪出す人は出すのですが、こういうことでこれ以上ふやしても、結構五、六回やっているからあれかなと思うのですが、余り効果ないのかなと思っているところです。いずれにしても、既に実施しているところでございます。

それから、退避所の件ですが、交差できなくなってちょっと広げて退避所を設けましても、またそこに雪出すのではないかなと。小樽だってそうだったのですが、私除雪の本部長をやっていましたが、退避所をつくったら向かいからすぐ雪出してくるのです。1日でペアです。それが管理できない状態になりますので、譲り合いというものを心がけていくしか方法ないのかなと思っております。

それから、はみ出しの調整、これ朝一で一斉除雪やります。一旦なくなるのですが、その後人が起きてきて雪かきし出すとまたもうそこには出なくなってしまうという、そういう状態でございますので、現状ではなかなか朝一でやっても皆さん見ていないですね。そのうちに雪を置かれて前と同じだということになりますので、これもやはり個人にお願いして出さないようにしてもらおうと、それしかないのかなというところでございますので、なかなか対策打ってもイタチごっこになってしまうというのが現状だということをご理解いただきたいなと思います。

**○8番（高野俊和君）** 毎年私もそれは実感していますので、何となくわかるのですけれども、ただ除雪した後というのは縁のほうが少し高くなって滑りやすくなるのです。それで、車が来たときに大変危ないです。それに道路に面して空き家も大変ふえておりますので、空き家はやっぱり雪処理をしませんので、さっき言った除雪のはみ出しているところというのは実は空き家のところのはみ出るのです。それで、その部分でも除雪の際に多少なりとも整理していただくというか、調整して

いただければ助かるなと思って今回出してみましたけれども、どうでしょう。

○町長（貞村英之君） この件につきましては、先日の住民との説明会のときに沢江町のほうから出ていたのですが、やはり交通障害になるような雪の積み方等があればパトロールなりで見ていただく。それから、通報なりあったらうちの建設のほうで見に行行って適切に対応したいと思っておりますので、常に見守るといことはできませんが、なるべくそういうことがないように、交通事故起きたら大変ですから、まして人身事故なんてなると取り返しのつかないことになりますので、そういう危ないところは個々に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○8番（高野俊和君） 私たちも余り極端でなく、できるところはなるべく注意をしていこうとは思っております。

終わります。

○議長（逢見輝続君） では次に、真貝議員、どうぞ。

○3番（真貝政昭君） まず、庁舎を含む複合施設について、3項目について質問通告しておりますので、その順に質問します。

まず、先日行われたタウンミーティングにおいて、概略設計費が1億円で建設費が20億円との説明がありました。そこで、伺いますけれども、設備費と躯体工事それぞれに国庫補助を予定しているはずですが、おのおのの工事額と補助割合、額は一体幾らなのでしょう。

それと、補助額を除いた額の返済計画ですけれども、一般財源と起債がありますけれども、どのように計画されているのでしょうか。

2項目めですけれども、さきに庁舎建設の特別委員会で、私の立場ではっきりしなかった2点について伺います。まず、1点目が維持管理費について複合施設が今までよりかかるとの説明でしたけれども、具体的な説明がありませんでした。それで、文化会館、それから現庁舎をあわせた施設となりますけれども、この2つの施設の維持管理費に比べて具体的にどれほどにふえるのか比較したいので、数字を述べてください。

また、この複合施設の建設計画で、よくZEBということで省エネが問題になりますけれども、具体的な数字として51%という数字が出されていますけれども、かなり具体的に設計の段階で進められていると思っておりますので、100%が一体幾らなのか、それから省エネで51%というのは一体幾らなのか、金額を把握したいので、説明を願います。

それと、複合施設の中に図書館を設置するということですが、通常図書館というのは土日、夜間、祝日も含めて開館が当然行われていますけれども、複合施設における図書館の利用について、他町村同様土日、夜間、祝日開館するのでしょうか。となれば、人員の配置も当然のことなわけですけれども、それも含めて説明願います。

次に、3項目めですけれども、特にホール等、役場業務以外の部屋の利用について伺います。貞村町長もおっしゃっていますように、今回の複合施設は全国的にもまれなモデルのない施設というふうに説明されています。私も見渡す限り見つけることができないので、伺いますけれども、役場業務という平たく言えば下世話な日常生活のことについて業務を行う空間とロビーを挟んで反対側

に文化活動という全く異質な活動を行う空間が同居する状況になっています。そういう利用する方々が目的が全く異質で、異種な目的を持った方たちが同じ玄関から同じホールでそれぞれを利用するというのは初めての、全国的にもまれな施設のようになります。これで役場の業務からすれば向かい側でどんちゃん騒がれても困るということで、多分に利用制限が、業務時間内は制限を受けるのではないかというふうに考えています。その点伺いたいです。

それと、よくあるケースなのですけれども、今回の複合施設は去年の6月時点の役場庁舎等の建設計画では面積、それから事業規模をおっしゃられていますけれども、それに比べますと結果的に約2倍近い工事額に膨れ上がっているのです。それで、他町村の事例ですけれども、それこそ自分の町が持っている財政力規模以上のものをつくってよく出てくるのが利用料を徴収するというのが出てくるのです。それで、そういう利用料、特に文化活動関係のホールだとか、いろんな部屋の利用なのですけれども、今までどおり利用料を課さない考え方なのか、それとも課す考えなのか、それを伺いたい。不安材料なので、伺います。

○町長（貞村英之君） 真貝議員の一般質問にお答えいたします。

まず、概算設計の説明あったけれども、国庫補助金等の補助割合とかは説明ないから幾らかということですが、一般財源、起債額、これ全部財源の話でございます、一括お答えしたいと思います、事業費と財源内訳、これ基本設計の作業始まったばかりでまだ完全な規模決まっていますし、案分も全くできませんので、これから町民の皆さんや議会の特別委員会の意見を参考に基本設計かけていくことですので、まだ正確な額ははじいておりませんし、はじけないというのが現状でございますので、この件については大まかなものは持っていますが、公表できる段階ではございません。

それから、先日の特別委員会のはっきりしないのが2点ということで、維持費のことと図書館のことをお聞きしておりますが、維持費は今までよりかかるという点、正確にまだアンペア数も決まっていない段階ではじくことができるはずないのですが、単純に現在の庁舎と文化会館の維持管理費を足したものと比較すると、一般論として暖房面積やそこら辺整備しておりませんので、それに冷房も今度加わってくると思いますので、これまでよりかかると説明したということは聞いております。具体的な維持管理費の推計につきましても、基本設計の内容がある程度固まらないとはじけませんので、その際にお示しできればと考えております。

それから、図書館の利用形態につきましては、これ文科省が示している図書館の基準ありますので、設置基準、それから運営上望ましい基準というものを持っておりますので、それにのっかって今後検討してまいります。人員配置のことは、教育長に答弁していただきたいと思っております。

それから、役場庁舎と文化会館が一緒になりまして、役場の業務と腹合わせに文化活動が全く異質と。私全く異質とは思っていませんが、ものが混在しておかしいということでございますが、騒いで利用制限すると、そんなことは全く考えておりませんし、かえって珍しい建物ということで、これまでたしかタウンミーティングのときにも答えたのですけれども、役場という余り入りにくいところに来るよりも全体で入ってきたほうが住民と我々の関係にとってはいいのかなと逆に私は考えているところでございますので、そこら辺は別に問題ないかなと考えておりますし、全く例ない

というよりも、支所では私も役場とそういう文化的なホール、ことしの夏見てきたばかりですけれども、一緒になっているところあります、合併した町の支所ですけれども、建てたばかりですけれども。そういうことで問題はないのかなと思っておりますし、そこでも全然問題は感じていないということでございますので、それでいいのかなと思っております。

それから、庁舎を含む複合施設の利用料金、これは現在も平日時間帯のホールですが、太陽ホール、1回1日2万1,000円使用料規定しておりますが、なぜか減免という形で徴収していないというところがございます。徴収してもいいのかなと思いますが、ただあくまで利用料というのは受益との関係ありますので、特定の受益あるものにはある程度の利用料は設定しておいたほうがいいのかなと。その上で減免なり割り引くなりするような条例をつくれれば別にそれは足りるのかなと思っておりますので、仮にここの自治体で他の自治体が使いたい、他の機関が使いたいということは、うちは余りないですけれども、あった場合にも受益限定しますので、利用料取ってもいいのかなと私は思っておりますので、利用料は総計原価主義でいくのか、それとも、基本的にはそうなるでしょうが、そういうわけにはいきませんので、周りの町村も勘案しながら決定していかなければならないのかなと考えているところがございます。

以上でございます。

**○3番（真貝政昭君）** 去年のもそうなのですけれども、11月に請け負った設計屋さんがバンザイして、4日後に大成建設と随意契約やっているでしょう。やっていますよね。それは、そちらのほうと確認済みです。そして、7月にプロポーザルで大成建設1社だけで採用になっていますけれども、こういう期間がありながら補助の割合も何もかもわからないというのは、これは理解できないです。過去の町政では、必ず事業をするときには、民間の住宅もそうです。資金計画というのを必ずつくる。今回貞村町政に至っては、去年の段階から資金計画が出てこない。そして、事業費が膨れ上がってきていると、それだけなのです。環境省の補助を受けるためにZEBのほうから設備費に補助をいただいて、躯体関係工事にコンサルタントをお願いした計画をもってすれば躯体のほうにも補助を見込めるということで進めてきているわけでしょう。そうしたら、大体躯体工事、機械工事、電気設備工事等具体的にはかかっていかなければならないのですから、わからないはずがない。チェック機関の議会に資金計画も何も出さないで、そして事業に賛成するというのは、これは貞村町長が恵尚会と交渉してきた構図と全く同じです。わからないままに我々が承諾の判を押していくというのは、これはできない。この後に及んでそういう資金計画がまだつくりされていないなんて、これは信じられないのです。違いますか。

**○町長（貞村英之君）** 資金計画大まかなものはありますが、例えば今言った環境省の補助金だっことしは3分の2だったが、今ふたあけてみたら概算要求2分の1になっております。それから、公と公共の案分もできていない。図面できていないからできているわけありませんよね。それでどうやって補助率掛けて割り出すのですか。出せるわけないではないですか。大まかは決まっています。ただ、事業費とか内訳とか、前示した事業費と言いますが、タウンミーティングでも言いましたが、あれ起債単価掛ける面積で出ただけで事業費ではありません。事業費や内訳については、早い段階で公表すると、金額が上がったり、下がったりする、これひとり歩きするのです、今のよ

うに。だから、現段階で大ざっぱな内訳公表するつもりはありませんし、現にさっき言いましたようにタウンミーティングにおいても基本構想の際に示した基準額、あれ基準額ですから事業費ではありません。今でも事業費と間違っているわけですから、議員の方でも間違えるようなものがございますので、ひとり歩きするようなことは防ぐ上でも今完全に固まっていないような、大きく動くような事業費や財源内訳というのは現段階で公表するつもりはありませんので。

○3番（真貝政昭君） 私も長年議会に参画してこういう事態は初めてです。資金計画がはっきりしないようなものをただただ賛成していくような、そういう機関にさせていただきたくない。ぜひそのことを強く主張しまして、次の質問に移ります。

特養ですけれども、貞村町長は特養建設に自信のないものは計画に上げるなという道の指導に基づいて今計画の中程は断念したと。ことしを含む今後2年間、3年間のうちに次期計画にのせるべく努力するという、そういう姿勢を示していました。現状について伺います。

○町長（貞村英之君） 特養についての質問でございますが、私が7期計画見込みないのに上げるななんて言った記憶は全くありません。道の指導のほうでできないものは上げないでくださいという指導でございますので、私が言ったわけではございません。今8期計画の基盤整備について精査中でございます。今現状分析、元気プラザの周りにいろんな類似施設がございますので、そこら辺の現状分析をしているところでございますので、そういう段階でございますので、進捗状況はそういうことでございます。

○議長（逢見輝統君） 以上で一般質問を終わります。

ここで2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時07分

○議長（逢見輝統君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

#### ◎日程追加の議決

○議長（逢見輝統君） お諮りします。

ただいま意見案第10号から第14号までの意見書が提出されました。

これを直ちに日程に追加し、議題にしたいと思いますが、異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第10号から第14号までの意見書を日程に追加することに決しました。

#### ◎追加日程第1 意見案第10号

○議長（逢見輝統君） それでは、追加日程第1、意見案第10号 難病医療費助成制度の改善を求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第10号は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) ないようですので、討論を終わります。

意見案第10号 難病医療費助成制度の改善を求める意見書について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎追加日程第2 意見案第11号

○議長(逢見輝統君) 追加日程第2、意見案第11号 2019年10月からの消費税10%への増税中止を求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第11号は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 討論ないようですので、討論を終わります。

意見案第11号 2019年10月からの消費税10%への増税中止を求める意見書について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第3 意見案第12号

○議長（逢見輝統君） 追加日程第3、意見案第12号 国保の抜本的改革を求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第12号は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

意見案第12号 国保の抜本的改革を求める意見書について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第4 意見案第13号

○議長（逢見輝統君） 追加日程第4、意見案第13号 「水産政策の改革」における慎重な検討を求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第13号は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 討論ないようですので、討論を終わります。

意見案第13号 「水産政策の改革」における慎重な検討を求める意見書について採決いたします。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第5 意見案第14号

○議長(逢見輝統君) 追加日程第5、意見案第14号 後期高齢者の窓口2割負担への引き上げを行わないことを求める意見書を議題といたします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第14号は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 討論ないようですので、討論を終わります。

意見案第14号 後期高齢者の窓口2割負担への引き上げを行わないことを求める意見書について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長(逢見輝統君) 日程第21、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題といたします。

総務文教常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(逢見輝統君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

◎日程第22 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第22、産業建設常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題といたします。

産業建設常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

◎日程第23 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第23、広報編集常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

広報編集常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第24 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第24、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

議会運営委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第25 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（逢見輝統君） 日程第25、庁舎等建設調査特別委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題といたします。

庁舎等建設調査特別委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がございます。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長（逢見輝統君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（逢見輝統君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（逢見輝統君） これで本日の会議を閉じます。

平成30年第4回古平町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時17分

上記会議の経過は、書記  
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員